

V 健康教育の推進

1 体育学習の充実と体力向上

(1) 今年度の課題

ア 体育・保健体育学習における知識・技能の確実な習得とその活用を図るための指導の充実を図る。

イ 学校の教育活動全体を通じた体力向上への取組の充実を図る。

(2) 課題解決に向けた具体的取組

ア 体育主任研修会を実施し、知識・技能の確実な習得とその活用を図るための体育・保健体育学習の充実を図る。

イ 全教育活動及び家庭と連携した体力向上への取組の啓発を行う。

(3) 取組の実際

ア 体育・保健体育学習の充実

本年度、6月に体育主任研修会を天草市立稜南中学校で実施した。研究授業は、1年生の球技：ゴール型（タグラグビー）で実施された。

タグラグビーは、小学校において3・4年生のゴール型ゲーム及び5・6年生のゴール型の運動種目として、学習指導要領に示されている。中学校では、ゴール型の運動種目に位置付けられていないが、稜南中学校では、地域や学校の実態に応じて、ゴール型の運動種目として位置付けている。また、タグラグビーの特性を踏まえ、ゴール型の基本的な技能習得の運動種目として積極的に取り入れている。

本授業は、授業者の強い思いと授業にあたっての充実した教材研究から素晴らしい授業が展開され、提案性の高い授業であった。

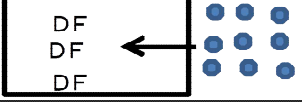
そこで、本授業から学ぶ視点として、3点について確認する。

(ア) 知識・技能の習得とその活用について

学習指導要領では、習得した知識・技能を活用する学習活動を求めている。そのため、1時間の授業で何を身に付けるのか明確にすることが重要であり、その出発点として、学習指導要領の内容と児童生徒の実態を踏まえた単元計画・評価基準を設定する必要がある。

学習指導要領の運動に関する領域には、①「技能」（「体づくり運動」は「運動」）、②「態度」、③「知識、思考・判断」が内容として示されている。さらに、この中に例示が示されており、単元計画の作成にあたっては、この「例示」等を参考にして、各領域及び運動種目等における技能や攻防の様相、動きの様相との関連に留意し、各領域の特性や魅力に応じた楽しさや喜びを味わうことができるようにすることが大切である。

<タグラグビー授業計画表>

時	3時間目	
ねらい	時間	空いたスペースに走り込もう。 (パスを受けるために)
	1分	挨拶・健康観察
準備運動	5分	【アップ】 徒手体操 走ってキャッチ 3分
スキルアップタイム	8分	トライゲーム ゴール DF DF DF 
目標	4分	目標確認
主活動1	10分	ゲーム1 10分 ※チーム内ゲームを行う(4対4) ゴール方向に守備者がいない場所へ走ることが意識させる。(まずは前を狙わせる。特にボール保持者)

本授業では、単元の指導計画及び評価基準の作成と併せ、「授業計画表」を作成し、1時間の授業で何を身に付けるのかを明確に示している。授業計画表には、本時の目標から活動内容、評価等、詳しく示されていた。また、この授業計画表については、一時間ごとと広用紙に記入したものを体育館に掲示し、授業に見通しを持たせ、振り返りに活用されていた。

知識・技能の習得を効果的に図るため、3名のラグビー経験者をゲストティーチャーとして活用されていた。児童生徒が、専門技能を有するゲストティーチャーから知識・技能の指導を受けた場合、確実な習得が期待できる。さらに、褒められると自信がつき、有能感の高まりも期待できる。

また、授業者が、単元計画や授業づくりの作成段階からアドバイスをいただくなど、授業者の指導力の向上も図られた。専門技能を有するゲストティーチャーは、生徒・授業者にとって有意義であることが再確認された。

(イ) 教材や資料等の活用について

授業では、教材や資料の工夫、場づくり、ICTの活用等、集団や個に応じた手立てによって、児童生徒が記録の向上、競争や攻防、演技や発表などに意欲を持って取り組めるようになる。授業者の指導力が発揮できるものである。

本授業は、ゲーム分析表と作戦ボードを活用し、自己の課題を見つける思考・判断の授業であった。ゲーム分析表は、トライ数とアシスト数を記録し、ボールとのかかわりを把握する手段として活用された。作戦ボードは、チームが用いた戦術の確認や個人の動きの課題把握に活用された。

知識・技能の確実な習得とその活用を図る授業づくりにおいて、また、本時の目標が達成するためにも教材や資料等の工夫と活用とお願いしたい。

(ウ) 安全面に配慮した授業づくりについて

本授業は、集団行動の徹底が図られていた。集団行動については、小学校及び中学校学習指導要領解説保健体育編（体育編）に「能率的で安全な集団としての行動の仕方として、集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方については、各学年の各領域において、適切に行うこと」と示されている。集団行動の徹底は、安全面に配慮した授業づくりの基本となるものであるため、確実に身に付けさせていきたい。



＜本時のめあての確認＞



＜GTからのアドバイス＞



＜ゲームの様子＞

イ 体力の向上への取組について

下の表１は、体力に関する調査結果である。各学校においては、児童生徒の体力の課題を把握し、体育の授業や始業前・業間を利用し、体力向上に向けた取組が行われている。さらに効果が上がる取組として、家庭と連携した体力向上への取組を積極的に取り入れ、運動の習慣化を図っていただきたい。

＜表１ 平成２７年度 教育指導の反省及び学校体育に関する調査から＞

具体的項目	小学校（％）	中学校（％）
児童生徒の体力の現状や課題及び体力向上への取組等について、職員間で共通理解を図っている	１００	１００
家庭と連携した体力づくりに取り組んでいる	９７．３	７６．２
体力テストの結果を児童生徒に返し、学校総体として体力づくりに取り組んでいる	７５．７	９５．２
始業前、休み時間等で体力づくりに取り組んでいる	９４．６	４７．６
「子どもの体力向上のための取組事例集」（県教委）を活用した	９４．６	８９．２

家庭と連携した特色のある取組として、天草市立久玉小学校の取組の一部を紹介したい。久玉小学校では、グラウンド及び体育館に常時運動ができる「久玉っ子パワーアッププログラム（サーキットコース）」が設定されており、毎日子どもたちは記録の向上を目指し、日常的にプログラムに挑戦している。この取組は、学校のホームページ等でも紹介され、休日に親子で練習している姿や保護者が挑戦している姿もある。定期的に設定記録をクリアした児童を表彰するなど学校総体として継続した取組が図られている。



（４）成果と課題

ア 成果

＜久玉っ子パワーアッププログラム＞

すべての学校で、体力テスト等から児童生徒の実態を分析し、授業・業間体育・運動部活動等、体力向上への取組が実施されていた。

イ 課題

小・中学校の連携と系統性を踏まえた体育・保健体育学習の充実を図る必要がある。

（５）次年度へ向けた重点課題

- 運動の特性や運動を苦手とする児童生徒へ配慮した授業づくりと体力づくりの取組を学校総体として進める。

＜参考資料＞

- ・子どもの体力向上プログラム用ＤＶＤ（熊本県教育委員会）平成２４年３月
- ・子どもの体力向上のための取組ハンドブック・体力向上プログラム用ＤＶＤ
（熊本県教育委員会）平成２５年３月
- ・中学校保健体育授業づくりハンドブック（熊本県教育委員会）平成２５年３月
- ・子どもの体力向上のための取組事例集（熊本県教育委員会）平成２６年３月

2 保健教育及び保健指導の充実

(1) 今年度の課題

学校・家庭・地域が連携した学校保健活動の充実を図る。

(2) 課題解決に向けた具体的取組

学校保健委員会の充実と学校・家庭・地域が連携した保健教育及び保健指導の充実を図る。

(3) 取組の実際

ア 学校保健委員会の充実について

表1は、健康教育実態調査の結果である。学校保健委員会については、すべての小・中学校において実施されているが、複数回実施している学校は、小学校で24.3%、中学校で47.6%である。

内容については、「歯と口の健康」が小・中学校ともに多く、ほとんどの学校において、学校保健の課題として位置付けてあり、関係機関と連携した課題解決を図る学校の姿勢がうかがえる。続いて「病気の予防・体力づくり」となっている。

＜表1 平成27年度 健康教育実態調査から＞

具体的項目	小学校 (%)	中学校 (%)
学校保健委員会を複数回開催している	24.3	47.6
学校保健委員会の内容（病気の予防・体力づくり）	54.1	61.9
〃 （歯と口の健康）	78.4	85.7
〃 （食に関すること）	29.7	33.3
〃 （飲酒・喫煙・薬物乱用防止）	16.2	42.9

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織である。また、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動の充実が期待されている。

学校保健委員会の成実は、保健教育及び保健指導の充実につながるため、複数回の実施をお願いしたい。内容によっては、参加者の限定や開催時間帯の工夫など、効率的よく開催していただきたい。すでに複数の学校において実施いただいている地域学校保健委員会の開催についてもご検討いただきたい。

【学校保健委員会の活性化のための7つの約束】

- ① 始めと終わりの時間を明確にしておく。
- ② テーマに即し、わかりやすい資料を提供する。
- ③ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、専門的立場から提言する。
- ④ 委員は、委員会の出欠席について、事前に連絡しておく。
- ⑤ 次回テーマ、日時、場所を確かめて解散する。
- ⑥ 協議内容は、翌日の職員打合せで必ず報告する。
(必要に応じて児童生徒にも)
- ⑦ 家庭には、「学校だより」や「PTA通信」で確実に伝える。

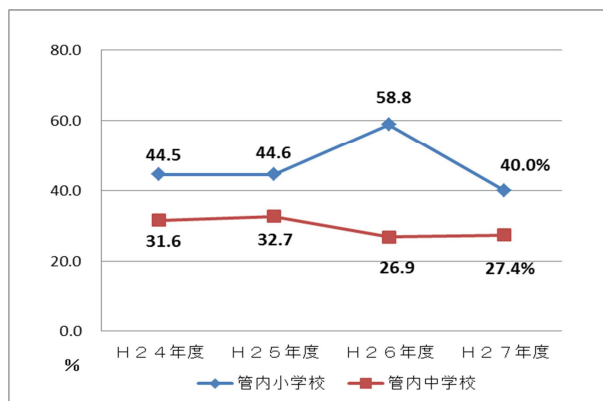
「学校保健委員会のしおり」(財)日本学校保健会より

イ 未処置歯の治療等について

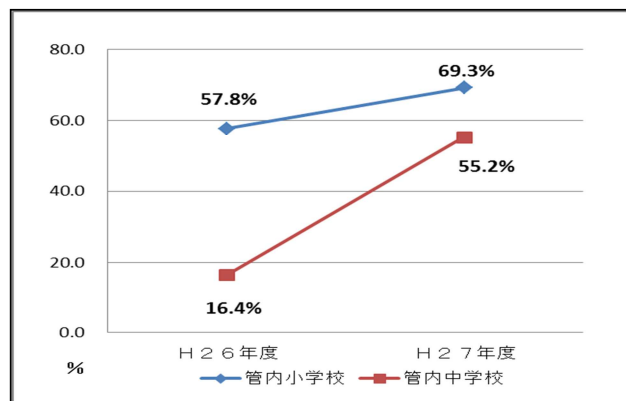
グラフ1は、1学期に行われた歯科検診の結果である。未処置歯を保有している児童生徒は、小学校40.0%、中学校27.4%である。

熊本県の児童生徒の未処置歯の保有率は、全国的にも高く、さらに熊本県の中でも天草地域は高い。そのため、歯と口の健康づくりについては、多くの学校において学校保健に関する課題にあげられている。

グラフ1 <未処置歯保有率（%）>



グラフ2 <未処置歯治療率（%）>



グラフ2は、未処置歯の治療率である。2月末現在で未処置歯の治療率が、小学校69.3%、中学校55.2%である。前年度に比べ小学校では、プラス11.5%、中学校は、プラス38.8%の向上が見られた。また、未処置歯を保有していない学校が中学校に1校、未処置歯の治療がすべて終わった学校が小学校で3校あった。

未処置歯の治療については、学校の実態に合わせた治療勧告と併せ、児童生徒が自ら歯と口の健康について考える歯科保健教育を計画的・継続的に実施していただきたい。また、フッ化物洗口及び歯科保健指導の充実と併せて、食育と関連させた効果的な歯科保健教育の充実についてもお願いしたい。

(4) 成果と課題

ア 成果

フッ化物洗口及び歯科保健指導の充実等から未処置歯保有率の減少が見られる。また、未処置歯治療率が中学校で大きく改善している。

イ 課題

学校保健委員会を活用した学校保健活動の充実及び未処置歯の治療率の向上を図る必要がある。

(5) 次年度へ向けた重点課題

- 学校保健委員会の複数回開催の推進を図る。
- 未処置歯治療率の向上及び歯科保健指導の充実を図る。

<参考資料>

- ・健康教育の手引VOL. 33 (熊本県教育委員会) 平成20年度用
- ・保健主事のための実務ハンドブック (文部科学省) 平成22年3月
- ・「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり (文部科学省) 平成23年3月

3 食育及び安全な学校給食の推進

(1) 今年度の課題

ア 給食の時間における食に関する指導の充実を図る。

イ 安全で安心な学校給食の徹底を図る。

(2) 課題解決に向けた具体的取組

ア 「食生活学習教材」を活用した給食の時間における食に関する指導の充実と朝食摂取率の向上を図る取組等を中心に、家庭や地域と連携した食育の推進を図る。

イ 安全で安心な学校給食の徹底を図り、学校給食衛生管理基準を踏まえた衛生管理の徹底を図る。

(3) 取組の実際

ア 給食の時間における食に関する指導の充実について

下の表1は、食育推進に関する調査の結果である。「教科等で学習したことを給食の時間に取り上げ、具体的に確認したり、深めたりする。または、給食の献立や給食時間における食に関する指導内容を教科等に生かしたりしたか」の問いについては、今年度もすべての小・中学校において実践されている。

教科等における食に関する指導においては、食育の6つの観点を意識した指導とともに、栄養教諭等の積極的な授業参画による指導の充実を図る必要がある。また、給食の時間における食に関する指導においては、指導計画の作成と確実な実施を行い、学校で統一した指導を行う必要がある。指導にあたって、「食生活学習教材」を活用している学校は、小学校62.2%、中学校61.9%であった。充実した指導を図るためにも積極的な活用をお願いしたい。

朝食摂取率は、小・中学校ともに大きな伸びは見られないが、朝食の内容で「どんな朝食を食べてきましたか」の問いに対して、「1品」と答えた児童生徒が、プラス約5%となっており、朝食の内容についても指導が必要である。

朝食摂取率を向上させるための効果的な取組として、「お弁当の日の実施」、「親の料理教室の実施」、「家庭への情報提供」等があげられている。学校や地域の実態に応じた取組の充実が大切である。

＜表1 平成27年度 食育推進に関する調査＞

具体的項目	小学校(37校)		中学校(21校)	
	H26 (%)	H27 (%)	H26 (%)	H27 (%)
教科等と学校給食の関連	100	100	100	100
食に関連する体験活動の実施	100	100	95.7	95.2
「食生活学習教材」の活用	94.6	62.2	82.6	61.9
保護者等への啓発	100	100	100	95.2
朝食を毎日食べる	90.4	91.1	86.6	85.6
子どもの家庭での実践	93.0	93.3	82.7	86.6
地場産物の活用	46.9	48.6	59.3	52.0

イ 学校給食における衛生管理の徹底について

下の表２は、食育推進に関する調査及び健康教育実態調査の結果である。学校における安全で安心な学校給食の徹底を図るためには、衛生管理を徹底することが重要である。調査結果からは、すべての学校において給食時間中、教員が指導にあたると同時に給食当番の健康状態について把握している。給食当番の健康状態の管理及び記録については、給食当番一人一人の健康状態について記入できる記録表等の工夫をお願いしたい。

今年度の学校給食の衛生管理等に関する調査研究は、天草市本渡学校給食センターで実施した。本センターでは、「学校給食衛生管理基準」のもと、徹底した衛生管理と安全で安心でおいしい給食づくりに努められていた。

＜表２ 平成２７年度 食育推進に関する調査及び健康教育実態調査＞

具体的項目	小学校（３７校）		中学校（２１校）	
	H 2 6 (%)	H 2 7 (%)	H 2 6 (%)	H 2 7 (%)
給食時間中、教員が指導にあたっている	１００	１００	１００	１００
学校給食日常点検票（第８票）に沿って、給食当番の健康状態をチェックしている	１００	１００	１００	１００
アレルギー対応についての研修会の実施	１００	１００	１００	１００
エビペンの取り扱いについての研修	２７．０	４５．９	３４．８	４７．６
アレルギー疾患用学校生活管理指導表の提出	７１．４	６７．２	６１．２	６６．７

（４）成果と課題

ア 成果

給食調理場等及び学校の衛生管理の徹底による安全な学校給食が図られた。

イ 課題

教科や給食の時間における「食」に関する指導において、栄養教諭や学校栄養職員を活用した食育の充実を図る必要がある。

（５）次年度へ向けた重点課題

- アレルギー対応についての研修内容の充実とアレルギー疾患用学校生活管理指導表の提出の徹底を図る。

＜参考資料＞

・ 食に関する実態調査報告書	（熊本県教育委員会）	平成２０年３月
・ 食育実践マニュアル	（熊本県教育委員会）	平成２０年３月
・ 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	（文部科学省監修）	平成２０年３月
・ 学校給食衛生管理基準	（文部科学省）	平成２１年３月
・ 食に関する指導の手引	（文部科学省）	平成２２年３月
・ 学校給食調理従事者研修マニュアル	（文部科学省）	平成２４年３月
・ 学校給食施設・設備の改善事例集	（文部科学省）	平成２５年３月
・ 学校給食における食物アレルギー対応指針	（文部科学省）	平成２７年３月

4 安全教育の充実

(1) 今年度の課題

- ア 危険予測能力を育む生活・交通安全教育の充実を図る。
- イ 「学校安全教育指導の手引（県教委）」を活用した防災教育の充実を図る。

(2) 課題解決に向けた具体的取組

- ア 危険予測能力を育む生活・交通安全教育と校内研修の充実を図る。
- イ 「学校安全教育指導の手引」の内容を踏まえた学校安全計画の作成・見直しと防災教育の充実を図る。

(3) 取組の実際

ア 学校安全に関する研修の充実について

学校安全は、児童生徒が、自他の生命尊重を基盤として自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。さらに、児童生徒の安全を守るための取組を進めていくためには、「事前の危機管理」、「発生時の危機管理」、「事後の危機管理」の三段階の危機管理に対応して、安全教育と安全管理の両面から取り組んでいく必要がある。

また、学校安全は、「安全教育」、「安全管理」、「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「学校安全」、「交通安全」、「災害安全」（表１）三つの領域からなっている。このことを踏まえ、安全教育の充実を図っていただきたい。

表１ ＜学校安全の三つの領域＞

領 域	内 容
生活安全	日常生活で起こる事件・事故災害 (誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている)
交通安全	様々な交通場面における危険と安全
災害安全	地震、津波、火山活動、風水(雪)害のような自然災害 (火災や原子力災害も含む)

下の表２は、学校健康教育行政に係る取組状況調査(学校安全)の結果である。学校安全に係る研修は、すべての小・中学校において実施されている。しかし、３つの領域すべてについての研修は、小学校で８６．５％、中学校で７６．２％の実施であった。３領域すべての内容を含めた実施をお願いしたい。

表２ ＜学校安全に係る校内研修等の実施＞

具体的項目	小学校(３７校)		中学校(２１校)	
	H 2 6 (%)	H 2 7 (%)	H 2 6 (%)	H 2 7 (%)
学校安全に係る校内研修の実施	97.7	100	100	100
学校安全に係る校内研修に３つの領域が盛り込まれている。(生活、交通、災害)	83.8	86.5	73.9	76.2
学校安全計画に３つの領域が盛り込まれている。(生活、交通、災害)	97.3	100	95.2	100
交通安全教室の実施	100	97.3	100	95.2
危険予測学習の実施	100	100	100	100

イ 学校安全計画の作成と防災教育の充実について

児童生徒の事件・事故災害はあらゆる場面において発生することから、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を総合的に進めることが求められている。そのため、学校保健安全法第27条で策定・実施が規定されている学校安全計画を作成し、教職員の共通理解の下で計画に基づく取組を進めていくことが重要である。

平成27年3月に作成された「学校安全教育指導の手引」は、「理論編」、「指導編」、「知識編」で構成されており、基本的な知識及び指導の展開例が示されている。各学校においては、学校安全教育のバイブルとして、活用いただきたい。活用にあたっては、学校安全計画に位置付け、各学校や児童生徒の実態に応じて内容を加えるなど、創意工夫して活用いただきたい。

防災教育については、すべての学校において授業等で実施いただいている。今後も地域や関係機関と連携した防災教育の充実をお願いしたい。

＜表3 平成27年度 健康教育実態調査から＞

具体的項目	小学校 (%)	中学校 (%)
学校安全教育指導の手引を授業等で活用した	97.3	95.2
防災教育を授業等で実施した	100	100
災害発生時の対応マニュアルを策定している	100	100
避難訓練の複数回実施	100	95.2
災害発生後、児童生徒を保護者に引き渡す方法等を決めている	91.9	81.0

(4) 成果と課題

ア 成果

すべての小・中学校において、危険予測学習及び防災教育が実施されており、学校安全教育指導の手引の活用が図られている。

イ 課題

生活、交通、安全の3つの領域を盛り込んだ学校安全計画と校内研修の充実を図る必要がある。

(5) 次年度へ向けた重点課題

- 学校安全教育指導の手引の内容を学校安全計画の中に確実に位置付け、生活、交通、災害の3領域それぞれについての安全教育の充実を図る。

＜参考資料＞

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ・ 生きる力をはぐくむ学校での安全教育（改訂版）（文部科学省） | 平成22年3月 |
| ・ 地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集（文部科学省） | 平成23年3月 |
| ・ 安全な通学を考える～加害者にもならない～（文部科学省） | 平成24年3月 |
| ・ 学校安全マニュアル（地震・津波被害）作成の手引（文部科学省） | 平成24年3月 |
| ・ 平成24年度実践的防災教育実践事例集（熊本県教育委員会） | 平成25年3月 |
| ・ 平成25年度実践的防災教育実践事例集（熊本県教育委員会） | 平成26年2月 |
| ・ 学校安全教育指導の手引（熊本県教育委員会） | 平成27年3月 |